匝瑳市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月8日(火)午後3時から午後3時55分まで
- 2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール
- 3 出席委員
 - (1) 農業委員(17名)

1番	椎	名		弘	委員	2番	滝	田	博	司	委員
3番	伊	藤	明	美	委員	4番	戸	村	光	男	委員
5番	塚	本	_	治	委員	6番	加	瀬	安	男	委員
7番	大	木	正	俊	委員	8番	土	屋	玲	子	委員
9番	佐	藤		和	委員	10番	石	橋	慎	司	委員
11番	玉	澤	幸	雄	委員	12番	髙	묘	文	敬	委員
13番	鈴	木		茂	委員	14番	布	施	陽	子	委員
15番	佐	藤	郁太郎		委員	16番	布	施	行	雄	委員
17番	小	林	須美	美子	委員						

(2)農地利用最適化推進委員(11名)

. , ,, ,			. —		- • •	• • •					
18番	林		博	之	委員	19番	太	田	孝	夫	委員
20番	小	林	重	紀	委員	21番	椎	名	正	和	委員
22番	亚	Щ	敏	之	委員	23番	宇	野	恵三	三郎	委員
24番	金	城	ハブ	レ子	委員	26番	関	口	孝	男	委員
27番	寺	本	利	幸	委員	28番	江海	支戸	和	男	委員
9 0 釆	私	ılı	盘	<i>\</i>	禾昌						

- 29番 秋 山 菊 次 委員
- 4 欠席委員
 - (1) 農業委員(0名)
 - (2) 農地利用最適化推進委員(1名)
 - 25番 土屋 功委員
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に

ついて 4件 議案第4号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について (別冊)

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について

(2)利用権の中途解約に係る通知について 6件

5件

2件

その他

6 事務局職員出席者 (農業委員会事務局)事務局員3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和4年3月農業委員会定例総会を開会いたします。

布施会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。

委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心 より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることと なっておりますので、以降の議事進行は布施会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて 御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、3番伊藤明美委員、4番戸村光男委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請 について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番から5番までは、所有権移 転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から5番について議案書を基に朗読】

番号1番から5番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

- 議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。
- 10番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます
- 7番 番号2番と3番について、譲受人は新たに農地を取得し農業経営を行うも のです。習得している農業技術からみても問題ないと思われます。
- 12番 番号4番について、譲受人は番号2番、3番と同一で、新たに農地を取得 し農業経営を行うものです。習得している農業技術からみても問題ないと思 われます。
- 4番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。
- 議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号について、採決に入ります。 議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め ます。

(举手全員)

- 議長 賛成全員であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。
- 議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番について、農業用資材置場及び駐車場(3台)用地として田2,078㎡を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

- 議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。
- 12番 番号1番について、申請者は、農業用資材や農業用車両を主に自宅敷地内で保管していますが、今後の経営規模拡大を考え、申請地を農業用資材置場及び駐車場として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。
- 議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい ませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、 質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。 議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め ます。

(挙手全員)

- 議長 賛成全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。
- 議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番から4番について議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として田371㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、専用住宅用地として畑297㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、賃貸住宅用地として田304㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、賃貸住宅(6棟)用地として畑1,265㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

- 議長ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。
- 10番 番号1番について、譲受人は、市内の賃貸住宅で生活していますが、今後の生活を考え、申請地に住宅を建築する計画です。農地区分については、市役所から半径300m以内のため第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。
- 11番 番号2番について、譲受人は、市内の賃貸住宅で生活していますが、手狭となったため、実家の南側に位置する申請地に住宅を建築する計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。 転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。
- 17番 番号3番について、譲受人は、周辺が宅地に囲まれた居住環境の申請地に 賃貸住宅1棟を建築する計画です。農地区分については、第2種農地相当と 思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はない と思います。

番号4番について、譲受人は、不動産関連の事業を主とする会社で、賃貸住宅としての需要が見込める申請地に賃貸住宅6棟を建築する計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、 質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。 議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第4号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」を 議題といたします。本案につきましては、去る3月3日、農地農政委員会が 開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員長から報告をお 願いいたします。

【農地農政委員長の報告】

14番 農地農政委員会から報告申し上げます。

本件につきましては、去る3月3日、午後2時20分より、市民ふれあい センター3階大ホールにおいて、農作業標準賃金及び標準農作業料金を定め るため、審議しました。

審議した結果といたしまして、農作業標準賃金については、近隣市町の状況を考慮し、賃金の変更は行わないものの、畑の除草を廃止する、との結論となりました。

標準農作業料金については、機械代金の上昇、燃料価格の値上がりにより、 千葉県農業会議が設定する額及び近隣市町の状況を考慮し、水田耕起は、現 行の金額から100円増額し5,700円、水田代かきは、100円増額し 6,200円、畔塗りは、1円増額し37円、植え付けは、300円増額し 7,300円、刈り取りは、200円増額し18,200円、育苗は、30 円減額し720円、とすることとなりました。

審議した結果につきましては、別紙にて本日配付しました「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)」のとおりです。

本総会において、承認決定されますよう、御審議の程、よろしくお願いします。

議長 農地農政委員長からの報告が終わりました。これに質疑、御意見はござい ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農作業標準賃金及び標準農作業料金 (案)について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が2件、利用権の中途解約に係る 通知が6件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。 本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に

ついて 4件

議案第4号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について (別冊)

報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 6件

1 件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和4年3月8日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。